

平成29年8月28日

第8回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 平成29年8月28日(月) 午後2時00分
3. 出席委員 15名
4. 欠席委員 1名
5. 出席職員 事務局他2名
6. 議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第2号 農地譲渡に係るあっせん委員の選任について
議案第3号 農用地利用集積計画について(諮問)
7. その他

開会宣言	只今から平成 29 年第 8 回農業委員会総会を開催いたします。本日は 2 番青木委員さんが欠席ですのでお知らせをしておきます。
開会挨拶	市川会長 本日は第 8 回の総会でございます。議案は第 3 号までです。慎重な審議をお願いします。
議事録署名	本日の議事録署名人は 10 番山口委員、14 番中平委員を指名いたします。 「異議なし」多数
議案説明	国広次長 議案 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 3 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 29 年 8 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。 記 (1)申請者 住所 ○○○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○ 他 2 件 (2)申請受理面積 田 202 m ² 畑 4,215 m ² 雑種地 265 m ² 宅地 189.51 m ² 計 4,871.51 m ² 番号 1 申請人 貸人 ○○ ○○○○○○○○ ○○ ○○ 借人 ○○ ○○○○○○○○ ○○ ○○ 土地の所在地 須崎市下分字馬越甲 314 番 1 土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 19 m ² 土地の所在地 須崎市下分字池添乙 639 番 6 土地の表示 地目 台帳 田 現況 畑 面積 23 m ² 土地の所在地 須崎市下分字池添乙 639 番イの 2 土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 383 m ² 土地の所在地 須崎市下分字池添乙 640 番 1 土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 47 m ² 土地の所在地 須崎市下分字池添乙 640 番 2 土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 56 m ² 土地の所在地 須崎市下分字池添乙 640 番 4 土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 16 m ² 土地の所在地 須崎市下郷字桶ノ谷 403 番 11 土地の表示 地目 台帳 雑種地 現況 畑 面積 247 m ² 土地の所在地 須崎市下郷字桶ノ谷 403 番 32 土地の表示 地目 台帳 雑種地 現況 畑 面積 18 m ² 土地の所在地 須崎市池ノ内字芝ノ前 281 番 土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 76 m ²

補足説明	土地の所在地	須崎市池ノ内字ツルイジリ 624 番
	土地の表示	地目 台帳 田 現況 田 面積 76 m ²
	土地の所在地	須崎市池ノ内字ハザ 1342 番
	土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑 面積 466 m ²
	土地の所在地	須崎市池ノ内字ハザ 1343 番
	土地の表示	地目 台帳 宅地 現況 畑 面積 189.51 m ²
	土地の所在地	須崎市池ノ内字ハザ 1338 番
	土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑 面積 33 m ²
	土地の所在地	須崎市池ノ内字松崎 1429 番
	土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑 面積 157 m ²
	土地の所在地	須崎市池ノ内字スワガ谷 1289 番
	土地の表示	地目 台帳 畑 現況 田 面積 1405 m ²
	事由	使用貸借権の設定 耕作面積 ○ a 稼動力 ○/○
	番号 2 申請人	譲渡人 ○○ ○○○○○○○○ ○○ ○○
		譲受人 ○○ ○○○○○○○○ ○○ ○○
	土地の所在地	須崎市大谷字西勢井 10 番 1
	土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑 面積 783 m ²
	土地の所在地	須崎市大谷字西勢井 10 番 2
	土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑 面積 224 m ²
	土地の所在地	須崎市大谷字西勢井 10 番 4
	土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑 面積 128 m ²
	事由	売買 耕作面積 ○ a 稼動力 ○/○
	番号 3 申請人	譲渡人 ○○ ○○○○○○○○ ○○ ○○
		譲受人 ○○ ○○○○○○○○ ○○ ○○
	土地の所在地	須崎市池ノ内字中居 552 番 1
	土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑 面積 304 m ²
	土地の所在地	須崎市池ノ内字中居 552 番 2
	土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑 面積 79 m ²
	土地の所在地	須崎市池ノ内字中居 553 番
	土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑 面積 142 m ²
事由	売買 耕作面積 ○ a 稼動力 ○/○	
	以上です。	
	農林水産課 盛光主幹	
	補足説明をしていきます。	
	番号 1 番、第 1 号全部効率利用。借受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用	

<p>委員説明</p> <p>山崎（敏）委員</p> <p>1 番の件ですが、確認しましたが、これは農業者年金による親子の貸借で別に問題ないです。</p> <p>森光委員</p> <p>2 番ですが、特に問題はありません。</p> <p>山崎（敏）委員</p> <p>3 番の件ですが、これも問題はありません。</p> <p>審 議</p> <p>市川会長</p> <p>この件について、何か質問はありませんか。</p>	<p>できるものと見込まれます。</p> <p>第 2 号農業生産法人以外の法人・第 3 号信託については適用ありません。</p> <p>第 4 号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれています。</p> <p>第 5 号の下限面積は、問題ありません。第 6 号転貸(てんがし)にも該当しません。</p> <p>第 7 号地域調和ですが、この使用貸借権の設定は親子です。農業者年金の関係での親子間の使用貸借ですが、近く契約が切れるので再設定するものです。同一世帯内での使用貸借であり、農業形態に変更はありません。本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>番号 2 番、第 1 号全部効率利用。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第 2 号農業生産法人以外の法人・第 3 号信託については適用ありません。</p> <p>第 4 号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれています。</p> <p>第 5 号の下限面積は、問題ありません。第 6 号転貸(てんがし)にも該当しません。</p> <p>第 7 号地域調和ですが、この農地の利用方法は畑で、権利取得後は露地野菜を作る予定であり、畑として利用するので、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>番号 3 番、第 1 号全部効率利用。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第 2 号農業生産法人以外の法人・第 3 号信託については適用ありません。</p> <p>第 4 号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれています。</p> <p>第 5 号の下限面積は、問題ありません。第 6 号転貸(てんがし)にも該当しません。</p> <p>第 7 号地域調和ですが、この農地の利用方法は畑で、権利取得後は柿等を植え、畑として利用するので、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>以上です。</p>
--	---

意見	<p>なければどなたか意見ををお願いします。</p> <p>8番 藤田委員</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の審議について意見を申し上げたいと思います。今回は〇〇 〇〇さん他2件でございますが、先ほど審議いたしました結果、別に問題ありませんので、至当の意見を付け進達を諮りたいと思います。</p>
採決	<p>市川会長</p> <p>別に問題もないから至当の意見を付けて進達をと言う事でございますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">「異議なし」多数。</p> <p>異議がないようでございますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の審議については、別に問題もないと言う事でございますので、原案どおり許可を与えることと決定致します。</p>
議案説明	<p>国広次長</p> <p>議案第2号農地譲渡に係るあっせん委員の選任について。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づき、農地の譲渡について下記のとおりあっせん願いがあったのであっせん委員の選任をしたい。平成29年8月28日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1)申請者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名及び件数 〇〇 〇〇 1件</p> <p>(2)申請受理面積 田 2,181 m² 合計 2,181 m²</p> <p>番号1 権利者 地区 〇〇 住所氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇</p> <p>土地の所在地 須崎市下郷字上ヶ田 808 番</p> <p>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 99 m²</p> <p>土地の所在地 須崎市下郷字上ヶ田 815 番 1</p> <p>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 393 m²</p> <p>土地の所在地 須崎市下郷字上ヶ田 817 番 1</p> <p>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 1,689 m² 売買</p> <p>以上です。</p>
審議	<p>市川会長</p> <p>この件について、どのようにいたしましょう。</p> <p>別にないようでしたら、私の方で指名させていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">「異議なし」多数</p>
採決	<p>市川会長</p> <p>4番 横山委員、12番 笹岡委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">「異議なし」多数</p> <p>それでは、よろしくをお願いします。</p>

<p>議案説明</p>	<p>国広次長</p> <p>議案第 3 号農用地利用集積計画について（諮問）、上記の事について、須崎市長より別紙のとおり諮問があったので、審議のうえ意見を求める。平成 29 年 8 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p>農林水産課 盛光主幹</p> <p>それでは別冊について読み上げて説明させていただきます。農用地利用集積計画書（案）平成 29 年度第 4 号、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。平成 29 年 8 月 28 日須崎市長楠瀬耕作。次のページをお願い致します。利用権の設定を受ける者の農業経営状況総括表になります。今回は借受け人の方が複数筆借りられている方がいますので、次のページの農用地利用集積計画（平成 29 年度第 4 号）明細につきましてご説明させていただきます。</p> <p>整理番号 29-15</p> <p>貸付人住所氏名 ○○○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>設定所在地番 大字浦ノ内東分字廐田ノ 247-1 現況 田 面積 2,224 m²</p> <p>借受人住所氏名 ○○○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>期間 平成 29 年 9 月 1 日～平成 44 年 8 月 31 日 15 年間</p> <p>内容 キュウリ</p> <p>借賃 ○○○○円</p> <p>借賃の支払方法 ○○○○</p> <p>個人面積計 2,224 m²</p> <p>整理番号 29-16</p> <p>貸付人住所氏名 ○○○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>設定所在地番 大字下分字中島甲 2864 現況 田 面積 1,099 m²</p> <p>借受人住所氏名 ○○○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>期間 平成 29 年 9 月 1 日～平成 38 年 11 月 30 日 9 年 3 ヶ月</p> <p>内容 シシトウ</p> <p>借賃 ○○○○</p> <p>借賃の支払方法 ○○○○</p> <p>個人面積計 1,099 m²</p>
<p>補足説明</p>	<p>利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。</p> <p>受付番号 29-15 は主たる経営作物はキュウリ、構成員は○人でうち○人が専従者となっております。受付番号 29-16 は主たる経営作物はシシトウ、構成員は○人でうち○人が専従者となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本</p>

<p>審 議</p> <p>意 見</p> <p>採 決</p>	<p>構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、2件とも適合すると考えます。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第3号の要件は18条第2項第6号にて利用権設定後に農用地を適正に利用していないと認められた場合の貸借解除を定めたもので今回申請の2件すべてが対象ではありません、第4号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者の全ての同意についても、所有権以外に第4号に規定する権利を有する者はいないため、この要件は満たしております。以上であり、今回の申請2件全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>市川会長</p> <p>この件について、何か質問はありませんか。</p> <p>なければどなたか意見ををお願いします。</p> <p>14番森光委員</p> <p>議案第3号農用地利用集積計画について（諮問）、意見を申し上げたいと思います。今回の2件でございますが、別に問題はありませんので、答申を諮りたいと思います。</p> <p>市川会長</p> <p>別に問題もないから承認をとということでございますが、異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」多数</p> <p>異議がないようですので、議案第3号農用地利用集積計画について（諮問）は、承認することとして答申することとしたいと思います。</p> <p>市川会長</p> <p>その他の件で何かございませんか。</p> <p>ないようでしたら本日の会議を終わらさせていただきます。お疲れでございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後2時43分</p>
----------------------------------	---

その真正なることを証して署名する。

議 長

10 番

14 番

